

令和8年9月2日

見積の提出を求める公示

分任支出負担行為担当官

福岡航空交通管制部長 濱畑 嘉亨

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書の提出を募集します。

1. 契約件名 クラフトテープ(3185－50)30個外2点購入
2. 納入期間 令和8年10月30日 まで
3. 納入場所 福岡航空交通管制部
4. 調達内容 福岡航空交通管制部で使用する物品を調達するため
(詳細については仕様書を参照)
5. 見積合わせに参加するために必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 見積書の提出期限から見積合わせ実施日までの間に、航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)に有していない者であっては、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に、航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者でないこと。
(関与した入札案件の入札事業者が指名停止期間中でないこと。)
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 資格適合・無効
見積書(別記様式2)又は電子調達システムで見積書を提出する場合は誓約書(別記様式3)の提出をもって5.(1)～(4)の資格に適合していることを誓約したものとみなす。
見積合わせ実施日において、5.見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者が提出した見積書は無効とする。
なお、見積書の提出期限までに5.見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者であっても見積書を提出することはできるが、見積合わせ実施日までに適合していることを確認できない場合は、提出した見積書は無効とする。
7. 見積書の提出期限等
 - ・紙媒体及び電子メールによる場合
〒811-0204 福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜1302-17
福岡航空交通管制部会計課 令和8年9月14日 17時
持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。また見積書を代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合においては、電子メールでの提出(アドレスは13.のとおり)も可とする。
但し提出期限日に必着であること(電子メールでの提出の場合は、提出期限までにメールでの提出が確認できること)。提出期限日に提出されない見積書は再配達を要した等のいかなる理由であっても無効とする。

・電子調達システムによる場合

令和8年9月14日 17時

8. 見積合わせ実施場所・日

福岡航空交通管制部会計課 令和8年9月15日 11時 00分

9. 見積内訳書の要否 有（有の場合、見積書の提出時に内訳書を添付すること。内訳書が添付されていない見積書は無効とする。）

10. 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

11. 契約書（又は請書）作成の要否 無

12. その他

・見積合わせ実施日に5.(1)～(4)に適合しない者の見積書は無効とする。

・本件参加にあたっては、「航空局オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。

13. 仕様書、見積書（別記様式2）、誓約書（別記様式3）の入手先・契約条件及び納入品に関する問い合わせ先

福岡航空交通管制部 会計課 TEL:092-607-7114 MAIL: cab-rjdgchotatsu7114@ki.mlit.go.jp

※電子調達システムにおける注意事項

① 電子調達システムにより提出する場合は、下記のアプリケーションソフトを使用すること。

〈1〉使用アプリケーション

[1]「一太郎」一太郎2009形式以下のもの

[2]「Microsoft Word」Word2007形式以下のもの

[3]「Microsoft Excel」Excel2007形式以下のもの

[4]その他のアプリケーション

・PDF ファイル

・画像ファイル（JPEG 形式及びGIF 形式）

・上記に加え特別に認めたファイル形式

〈2〉ファイルの圧縮方式

LZH 又はZIP 形式を指定する。但し、自己解凍方式は指定しない。

〈3〉データ容量の制限

電子調達システムにて提出する際のデータの容量は3MBを限度とし、容量を超える場合には、提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）ことにより行うものとする。

② 電子調達システム障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

【システム操作、接続確認等の問い合わせ先】

電子調達システムヘルプデスク TEL:0570-000-683

電子調達システムホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

【ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先】

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。

但し、申請書及び資料の提出期限、入札等の締め切り時間が切迫している場合等、緊急を要する場合は、13.に示した機関へ連絡すること。